

法改正 情報

2026年度版 みんなが欲しかった！社労士の問題集

11864

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
労災	Part1 216 (52)	A 1行目	<u>315,000円</u>	<u>330,000円</u>
	Part1 217 (53)	A 解説文 1行目	<u>315,000円</u>	<u>330,000円</u>
徴収	Part1 376 (18)	D 5行目	令和 <u>7</u> 年度	令和 <u>8</u> 年度
厚年	Part2 262 (36)	E 4行目	月額 <u>30,000円</u>	月額 <u>15,000円</u>
	Part2 263 (37)	D 解説文 3行目	62万円	62万円 (令和8年度は 65万円)
		E 解説文 計算式	(580,000円+100,000円－ <u>620,000円</u>) × 1/2 = <u>30,000円</u>	(580,000円+100,000円－ <u>650,000円</u>) × 1/2 = <u>15,000円</u>
	Part2 276 (50)	B 2行目	<u>62万円</u>	<u>65万円</u>
		C 2行目	<u>480,000円</u>	<u>510,000円</u>
	Part2 277 (51)	B 解説文 3行目	62万円	65万円 (令和8年度)
C 解説文 計算式		(<u>480,000円</u> + 150,000円 - <u>620,000円</u>) × 1/2 = 5,000円	(<u>510,000円</u> + 150,000円 - <u>650,000円</u>) × 1/2 = 5,000円	

科目	P	行等	改正前	改正後
厚年	Part2 321 (95)	Aの解説 1行目	B <u>2</u> 年を経過した場合	B <u>5</u> 年を経過した場合
	Part2 323 (97)	解答のB	B <u>⑩</u> <u>2</u>	B <u>⑩</u> <u>5</u>

以 上

法改正 情報

2026年度版 みんなが欲しかった！社労士の問題集

11864

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	Part2 12 (12)	アの問題 下から 3行目～	平均額の12分の1に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。	平均額の12分の1に相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。
	Part2 13 (13)	アの <u>確認して</u> <u>みよう！</u> 下から 2行目～	平均額の12分の1に相当する額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならないとされている。	平均額の12分の1に相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならないとされている。
	Part2 36 (36)	Dの問題 1行目	開設者である	開設者（医療法の規定による都道府県知事の要請を受け、これに応じなかった者を除く。）である

以上